

投資運用業を巡る当面の課題

平成24年6月21日

証券取引等監視委員会事務局長

岳野 万里夫

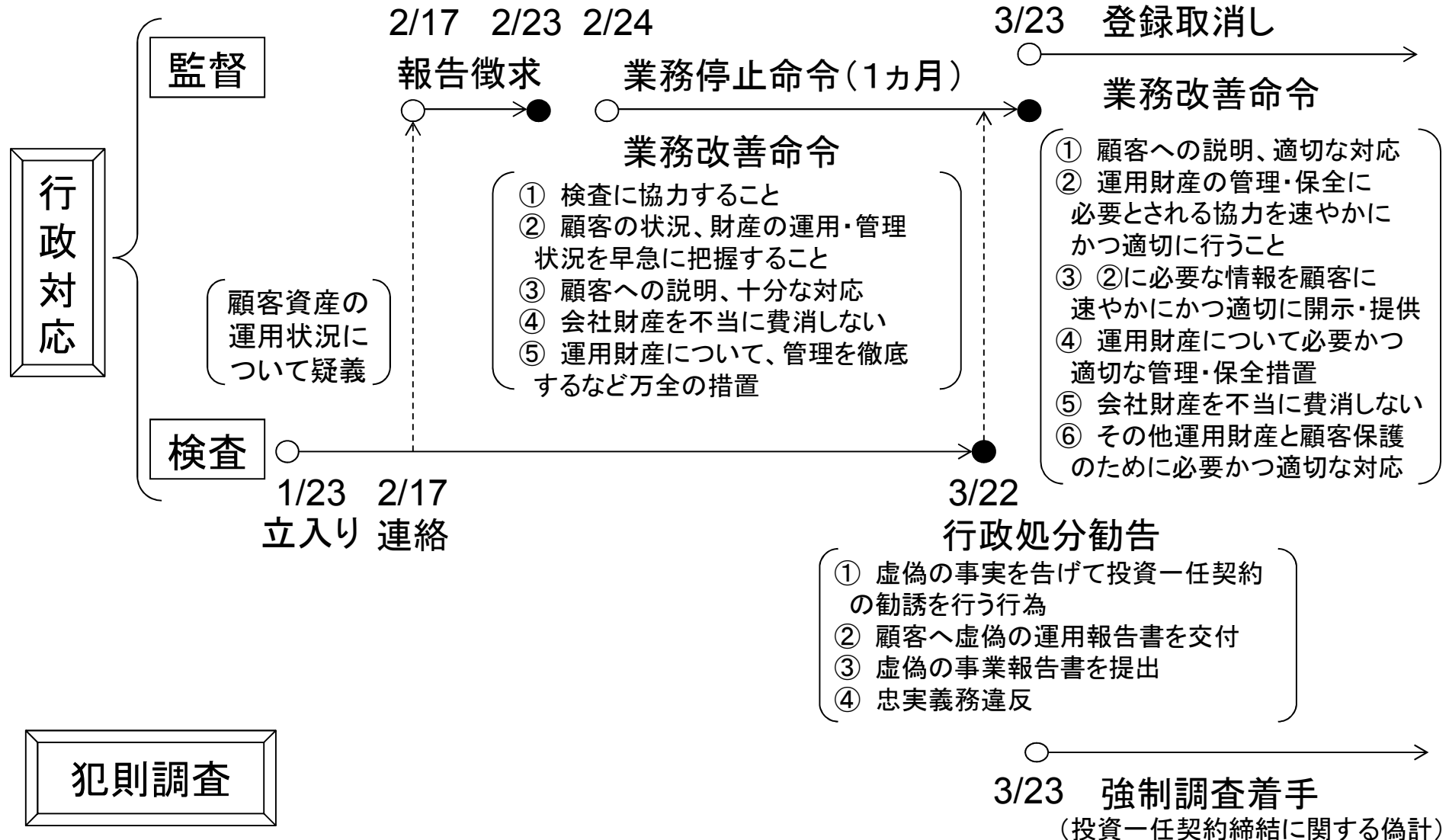
- 年金基金の投資一任運用
- いわゆる「年金コンサル」
- 金融の「プロ」によるインサイダー取引



AIJ 投資顧問・ITM 証券 関係年表

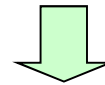
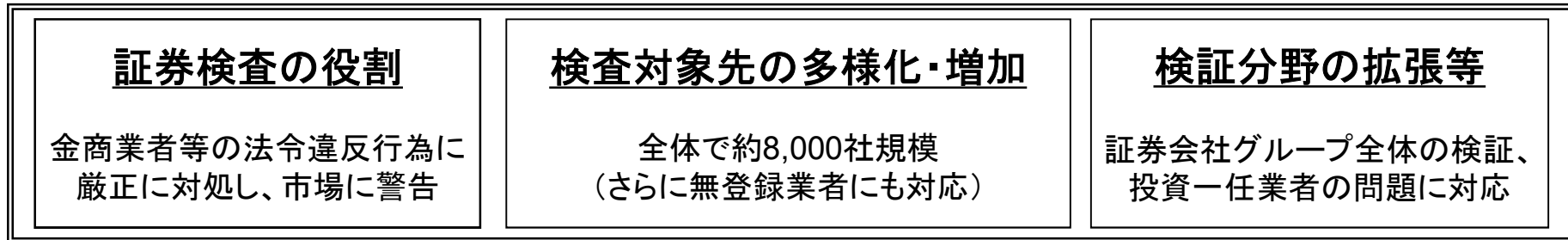
	国会	金融庁		証券取引等監視委員会
		行政処分	一斉調査	
2012(平 24)年 1月 23 日(月)				{ AIJ に対する検査着手(初回) ITM に対する検査着手(通算 4 回目)
2月 17 日(金)		AIJ に対し報告徴求命令		金融庁へ連絡 (AIJ の顧客資産の運用状況に疑義)
24 日(金)		AIJ に対し行政処分 (業務停止命令 1 ヶ月)	「一斉調査」実施を表明	
29 日(水)			「一斉調査(第 1 次)」開始	
3月 14 日(水)	衆・財務金融委 (参考人質疑①)			
22 日(木)				AIJ・ITM に対する行政処分を求める勧告
23 日(金)		監視委の処分勧告を受け、行政処分 { AIJ...登録取消し、業務改善命令 ITM...業務停止 6 ヶ月、業務改善命令 }		AIJ ほか関係先への強制調査着手
27 日(火)	衆・財務金融委 (参考人質疑②)			
4月 3 日(火)	参・財政金融委 (参考人質疑)			
6 日(金)			{ 「一斉調査(第 1 次)」の結果公表 「一斉調査(第 2 次)」開始 }	
13 日(金)	衆・財務金融委(証人喚問)			
24 日(火)	参・財政金融委(証人喚問)			
27 日(金)		「東京年金経済研究所(石山社長)」を 無登録業者として警告		「平成 24 年度証券検査基本方針及び証券 検査基本計画」を公表 { ① 投資一任業者への集中的な検査の実施 ② 年金運用ホットラインを開設 }

AIJ投資顧問への対応



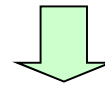
平成24年度証券検査基本方針のポイント

《基本的考え方》



＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

- ・ 業態、規模その他の特性、情報等を総合的に勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態と顧客の特性及び金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化



《実施方針》

＜主な重点検証事項＞

- ・ 金商業者等の市場仲介機能
- ・ 法人関係情報の管理
- ・ 投資勧誘の状況

＜投資一任業者に対する取組み＞

- 集中的な検査を実施
- 年金運用ホットラインを開設

平成24年度証券検査基本方針

(投資運用業者、投資助言・代理業者関連)(1)

○ 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る 検証

- ・忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性を検証
- ・投資運用業者については、投資信託委託業等を優先して検査をしてきたが、投資一任業者について、その業態や顧客の特性等に鑑み、業務の実態や法令等遵守状況を検証するため、集中的な検査を実施
- ・外部から重要性・有用性の高い情報を収集する「年金運用ホットライン」を開設し、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化

証券取引等監視委員会の検査実施状況

業務の種別等	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	検査対象先数
第一種金融商品取引業者	138	117 (20)	91	91	85	315
登録金融機関	32	25 (4)	24	28	32	1,135
投資運用業者	26	15 (6)	18	15	9	321
投資法人	10	7 (1)	9	6	2	48
信用格付業者	—	—	—	0	4	7
第二種金融商品取引業者	2	1 (1)	23	6	14	1,294
投資助言・代理業者	21	58 (35)	44	36	40	1,108
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0 (0)	1	2	6	3,218
金融商品仲介業者	1	0 (0)	1	1	9	705
自主規制機関	1	5 (2)	5	1	0	12
その他	2	0 (0)	0	0	1	
合計	233	228 (69)	216	186	202	



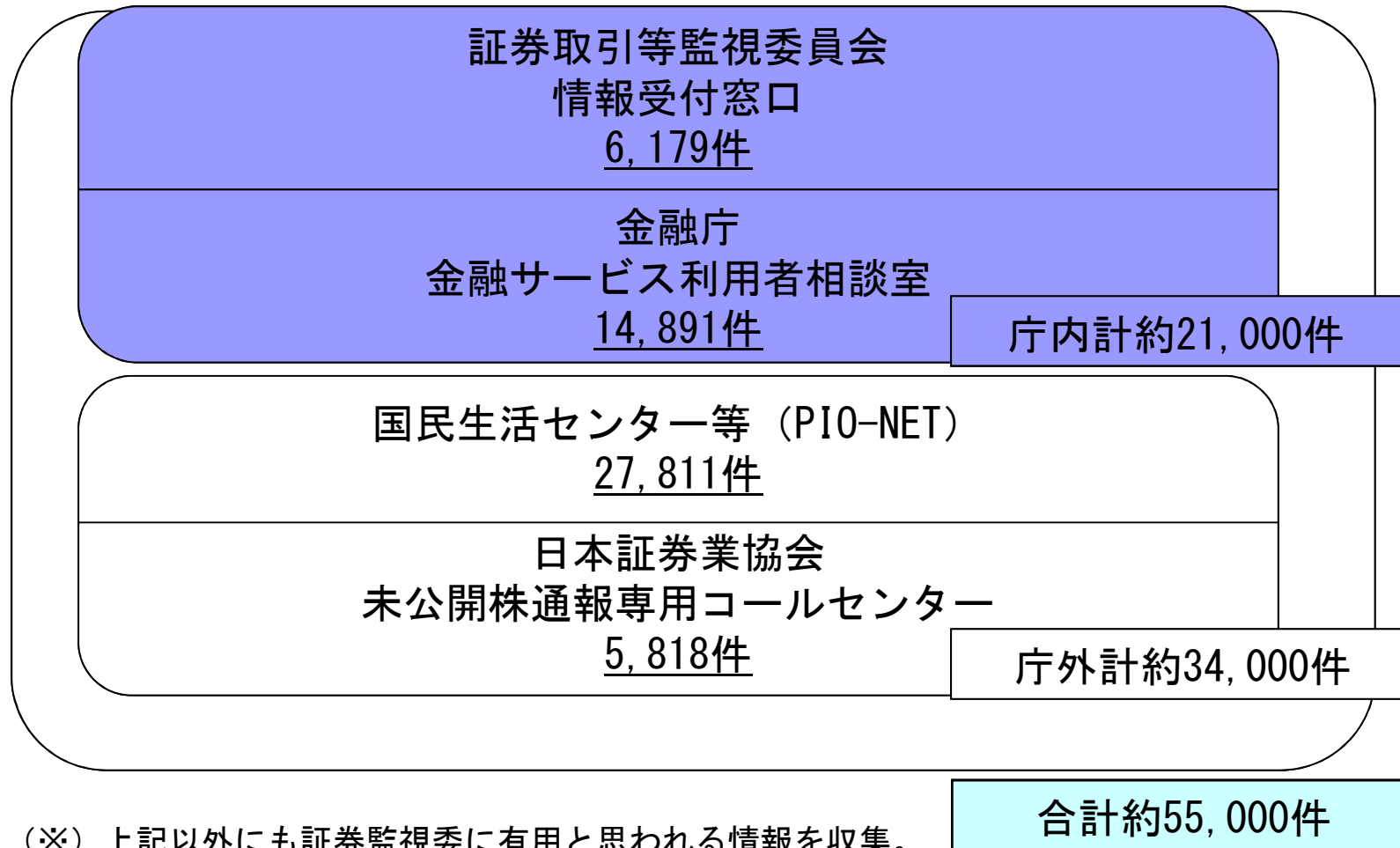
検査対象業者数
約8千社

問題点が認められた業者等	121	112 (35)	123	101	85
証券検査結果に基づく勧告	28	18 (4)	21	18	16

- (注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。
なお、20年度 () 内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数である。
- (注2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。
- (注3) 検査対象先数は、平成24年3月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。
- (注4) 「問題点が認められた業者等」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等という。



証券取引等監視委員会に集まる主な情報



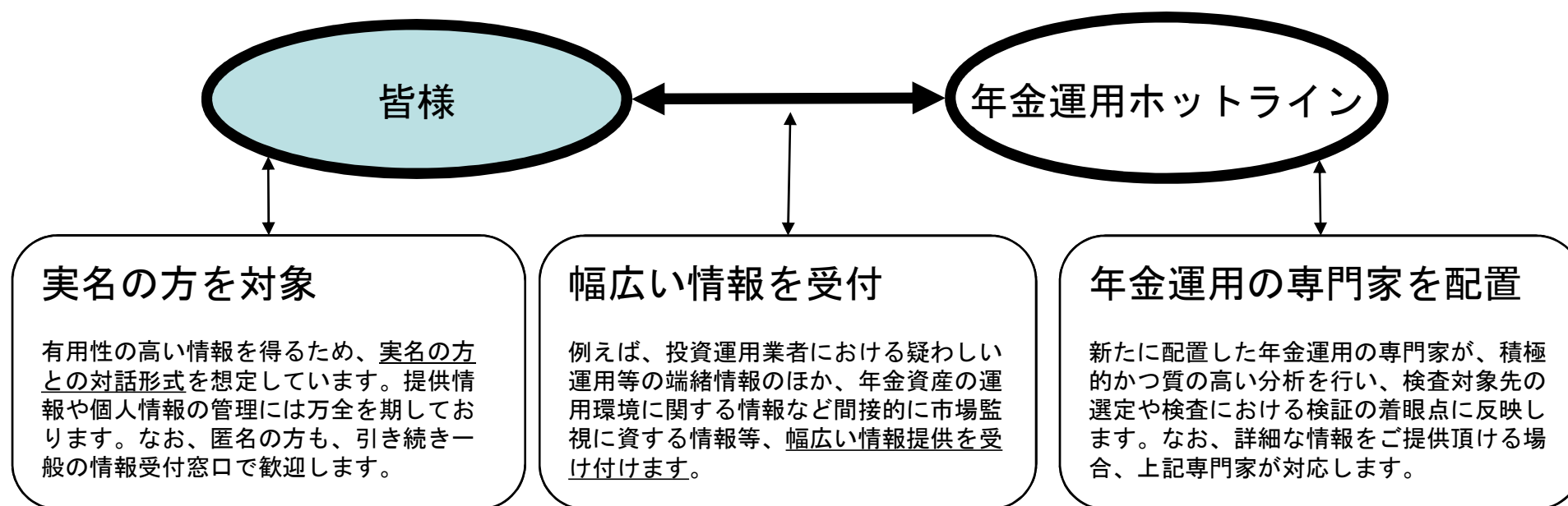
(注1) 件数は、各機関が公表した平成23年度の受付件数。

(注2) 金融庁・金融サービス利用者相談室の件数は、「投資商品・証券市場制度等」区分の相談等。

(注3) 国民生活センター等の件数は、「金融関連・商品サービス」分野の「未公開株」、「投資信託」、「ファンド型投資商品」、「外国為替証拠金取引」区分の件数を合計したもの。

「年金運用ホットライン」を開設しました。

証券取引等監視委員会は、平成24年4月27日、平成24年度証券検査基本方針において、投資一任業者の業務運営の実態等について、今後集中的に検証する方針を示すとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、有用性の高い情報を収集するための専用の窓口として、「年金運用ホットライン」を開設しました。



情報がございましたら、

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627 電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

一般の情報受付窓口や、公益通報・相談窓口もございます。詳細は、証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。 8

(参考) 平成24年5月15日、企業年金連合会様のご厚意により、当委員会「年金運用ホットライン」を会員の皆様に周知いただきました。(下記は、周知文の抜粋)

会員各位様

企業年金連合会

【緊急】AIJ問題 第18報

AIJ投資顧問による企業年金資産消失問題について、できるだけ関係者が一体となって行動することが、資産の早期保全、回復につながると考えております。

証券取引等監視委員会は、先月27日、平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画を公表し、その中で、投資一任業者に対して、業務の実態や法令等遵守状況を検証するため、金融庁による一斉調査の結果等を踏まえ、集中的な検査を行う方針を示すとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、年金運用に関する有用性の高い情報の収集を目的に、専門の窓口「年金運用ホットライン」を開設したところです。

この度、同委員会より、同窓口の開設について、下記URLに記載のとおり、会員に周知して欲しい旨の申し入れがありましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

「年金運用ホットライン」については、下記URLをご参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

発行／企業年金連合会

平成24年度証券検査基本方針 (投資運用業者、投資助言・代理業者関連)(2)

○ ファンド業者の法令等遵守状況の検証

- ・業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況を検証
- ・適格機関投資家等特例業務届出者については、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用

○ 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

- ・役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識を含む法令等遵守状況を検証



平成24年4月27日
関東財務局

警告書の発出を行った無登録で金融商品取引業を行う者について

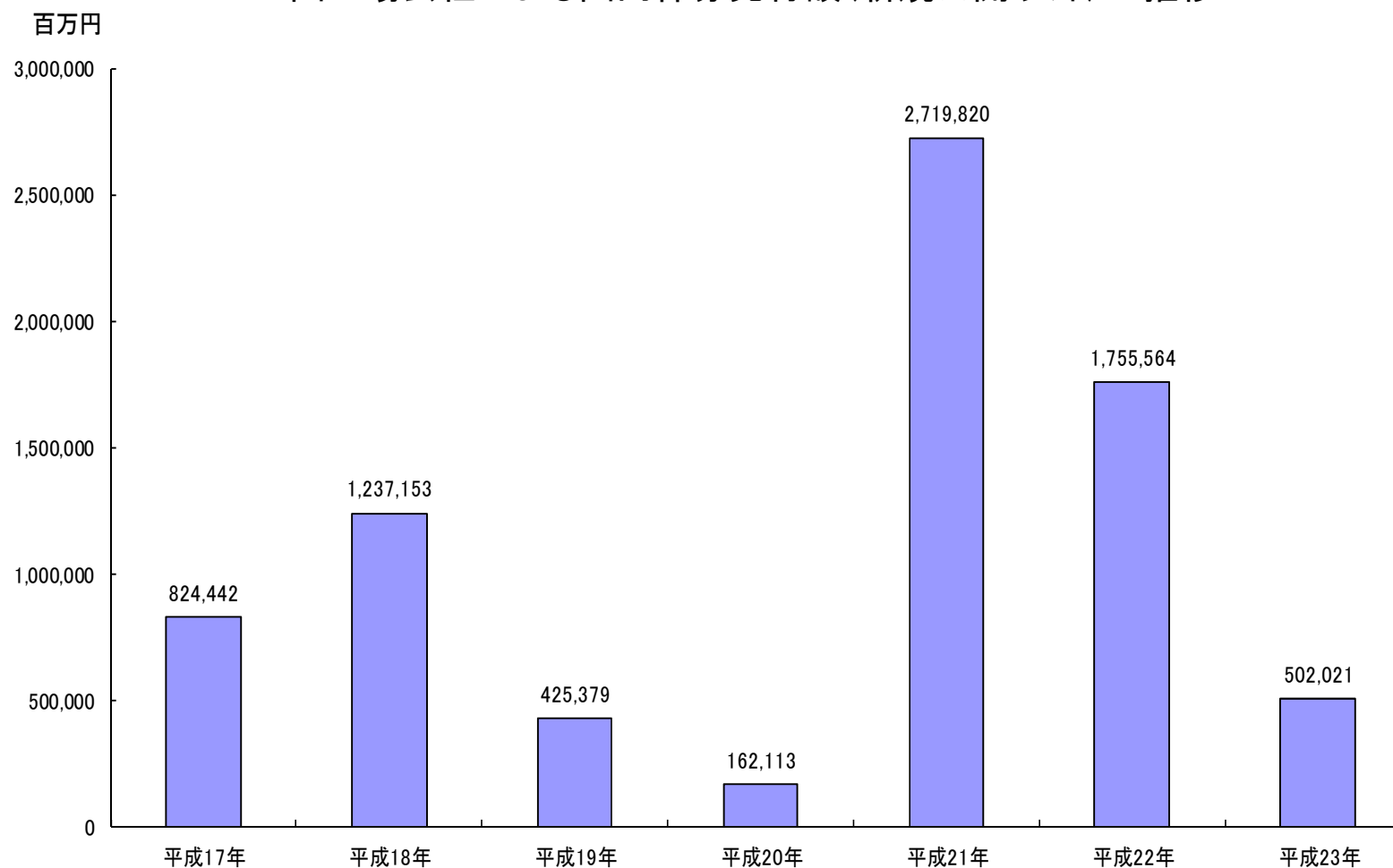
本日、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅱ-1-1(7)②に基づき、下記の無登録で金融商品取引業を行う者に対し、警告書を発出いたしました。

- ・商号 : 株式会社東京年金経済研究所
代表取締役 石山 勲
- ・所在地 : 千葉県習志野市花咲一丁目20番25号
- ・内容等 : 複数の年金基金との間で締結した投資顧問契約に基づき、有価証券等の価値に関し、助言を行う等、無登録で投資助言・代理業を行っていたもの

○「[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)」へリンク

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部 証券監督第1課
TEL 048-613-3952

全国上場会社による国内株券発行額(新規公開以外)の推移



(出所) 日本証券業協会「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」各年資料

公募増資に関連したインサイダー取引

	課徴金 勧告日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	課徴金額
①	平成 24 年 3 月 21 日	国際石油 開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	5 万円
②	平成 24 年 5 月 29 日	日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	あすかアセット マネジメント	13 万円
③	平成 24 年 5 月 29 日	みずほ フィナンシャル グループ	平成 22 年 6 月 25 日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	8 万円
④	平成 24 年 6 月 8 日	東京電力	平成 22 年 9 月 29 日	・ ファースト・ニューヨーク証券 ・ 個人	・ 1,468 万円 ・ 6 万円

インサイダー取引に関する規制

○ インサイダー取引規制

➤ 会社関係者の禁止行為(金融商品取引法第166条)

①「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、

「会社関係者」…上場会社の役員等、法令に基づく権限を有する者、契約締結者等

「第一次情報受領者」…会社関係者から重要事実の伝達を受けた者

②上場会社の業務等に関する「重要事実」を知りながら、

③当該重要事実が「公表」される前に、

④当該上場会社の株式の「売買等」を行ってはならない。

○ 罰則(同法第197条の2、第207条)

(個人) インサイダー取引規制に違反した者 → 5年以下の懲役・500万円以下の罰金

(法人) 上記個人が代表者又は代理人、使用人、その他の従業者である法人 → 5億円以下の罰金

○ 没収・追徴(同法第198条の2)

インサイダー取引規制に違反する売買等により得た財産は没収し、又はその価額を追徴する。

○ 課徴金(同法第175条)

①インサイダー取引規制に違反する売買等が「自己の計算」で行われた場合

買付けの場合:(重要事実公表後2週間以内の最高値ー買付価格)×買付株数

売付けの場合:(売付価格ー重要事実公表後2週間以内の最安値)×売付株数

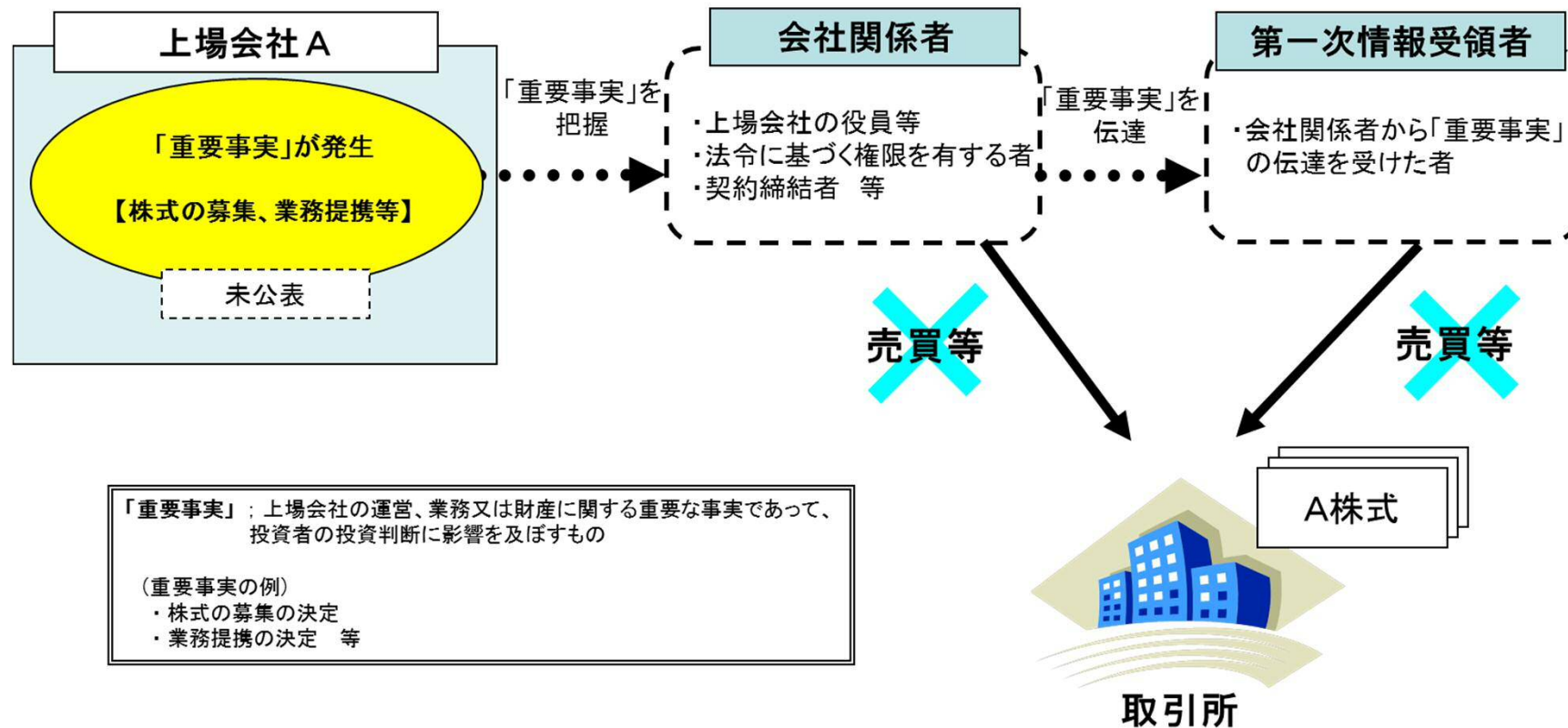
②インサイダー取引規制に違反する売買等が金融商品取引業者等により「他人の計算」で行われた場合

売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

他人の財産を運用する場合における「内閣府令で定める額」…違反行為が行われた月の報酬額×運用財産の総額に対する対象銘柄の割合

会社関係者のインサイダー取引規制(166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を知りながら、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。





インサイダー取引に係る課徴金勧告・告発状況

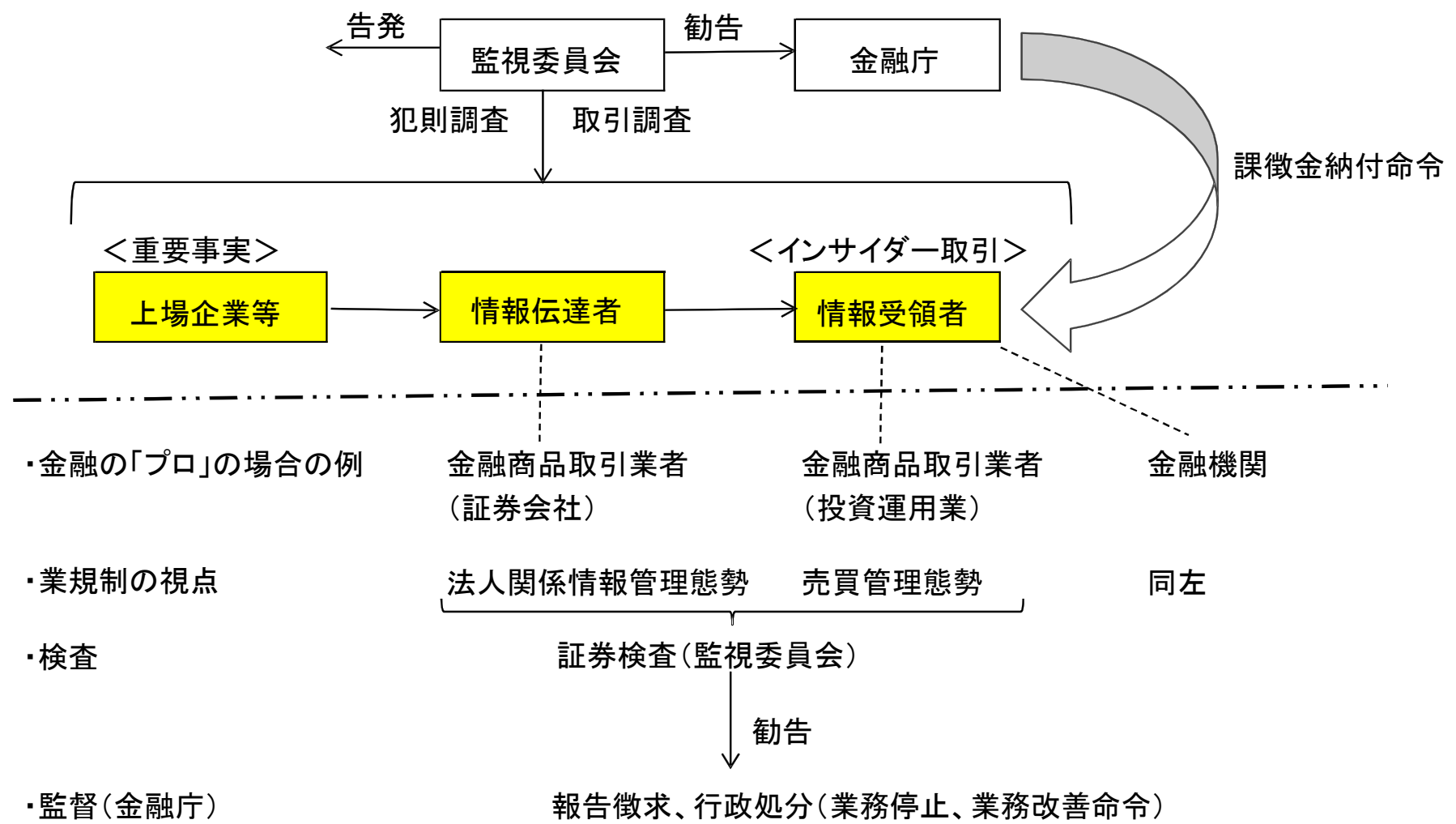
(件)

区分 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
課徴金納付命令勧告	4	14	24	29	53	45	29	11	209
うちインサイダー事案	4	11	16	17	38	20	15 (1)	8 (4)	129 (5)
告 発	11	10	12	12	17	8	15	0	85
うちインサイダー事案	4	8	4	6	7	4	6	0	39

(注1)年度は、当年4月から翌年3月まで。ただし、24年度は6月8日まで。

(注2)()内は、大型公募増資事案に係る件数。

金融の「プロ」によるインサイダー取引への行政対応の選択肢



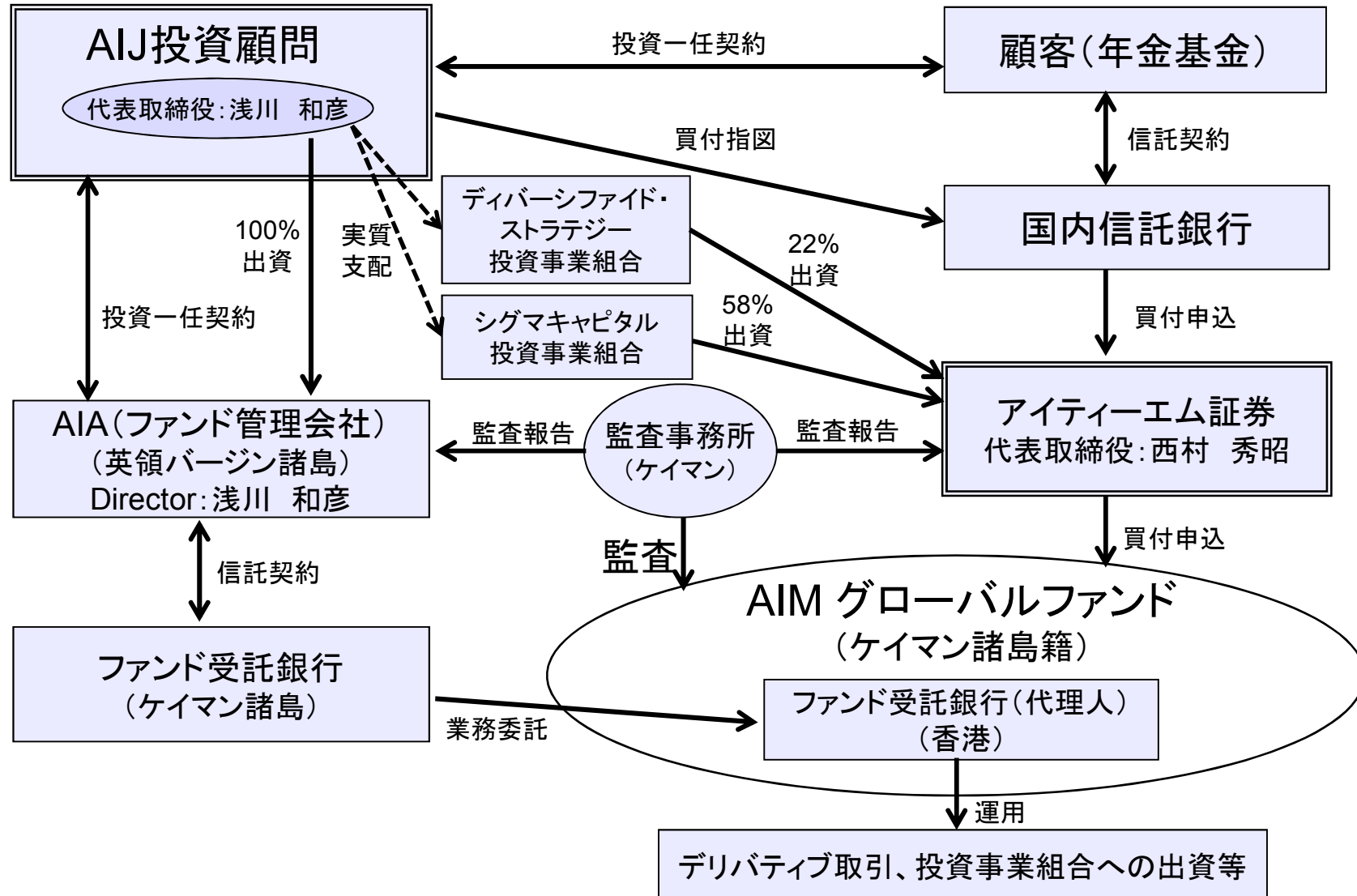
- ・金融の「プロ」の場合の例
- ・業規制の視点
- ・検査
- ・監督(金融庁)

参考資料

平成24年3月23日
証券取引等監視委員会



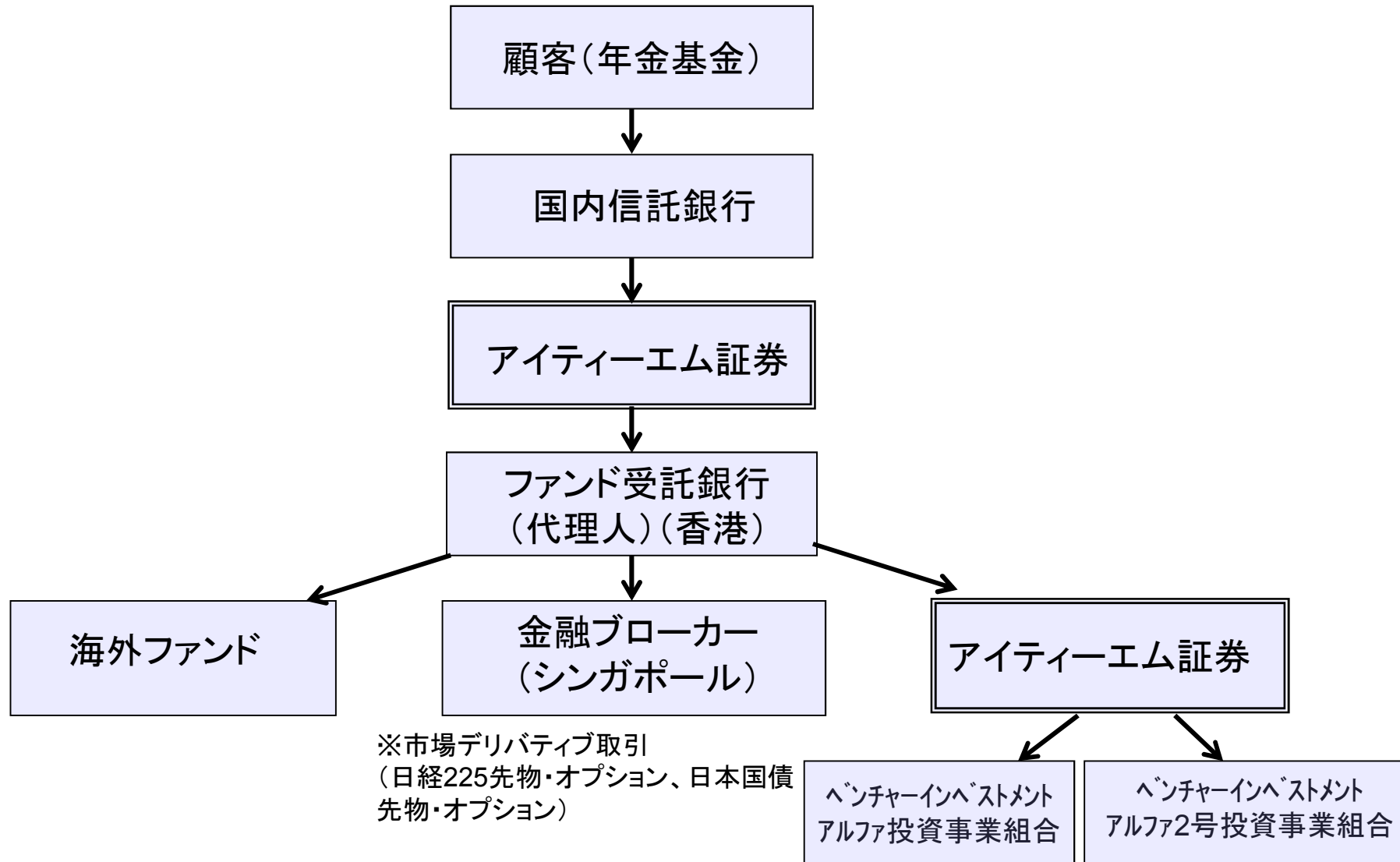
概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



資金の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

デリバティブ取引損益及び純資産額の推移

単位：億円

	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期	H19.3期	H20.3期	H21.3期	H22.3期	H23.3期	合計
デリバティブ取引 損益	▲0	▲16	▲34	▲270	▲40	▲186	▲37	▲501	▲7	▲1,092

AIJ作成純資産額 (※虚偽の数値)	63	129	301	704	957	1,140	1,786	1,932	2,090	
ファンド受託銀行 作成純資産額	63	102	204	250	389	295	780	266	251	

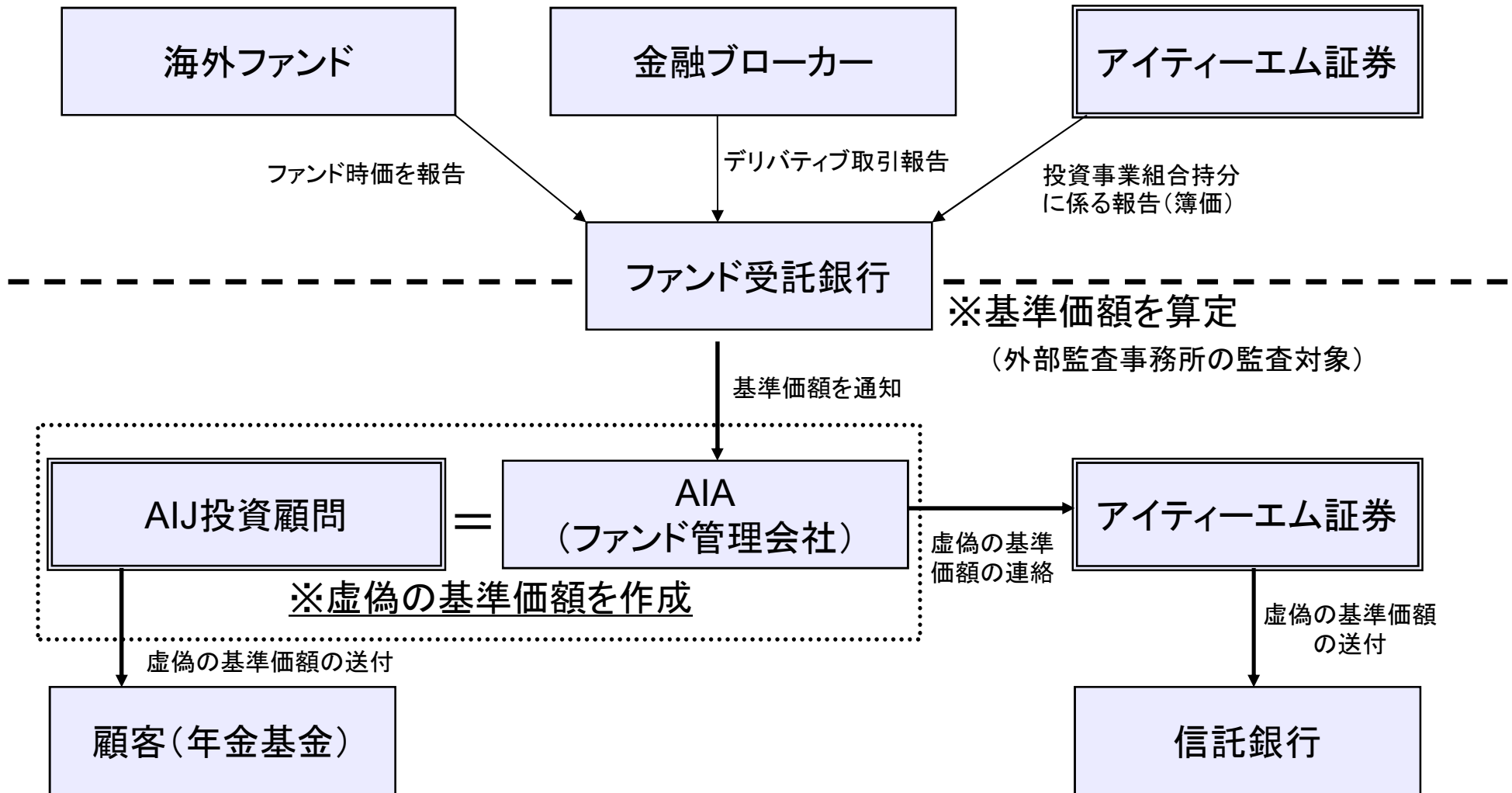
(※1)平成15年3月期から平成23年3月期のデリバティブ取引損益は、AIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値。

(※2)AIJ作成純資産額は、AIJ投資顧問が顧客に報告している各ファンド毎の一口あたり純資産額に各会計期間末の残口数を乗じた数値。

(※3)ファンド受託銀行作成純資産額は、ファンド受託銀行がファンド管理会社に報告している純資産額。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

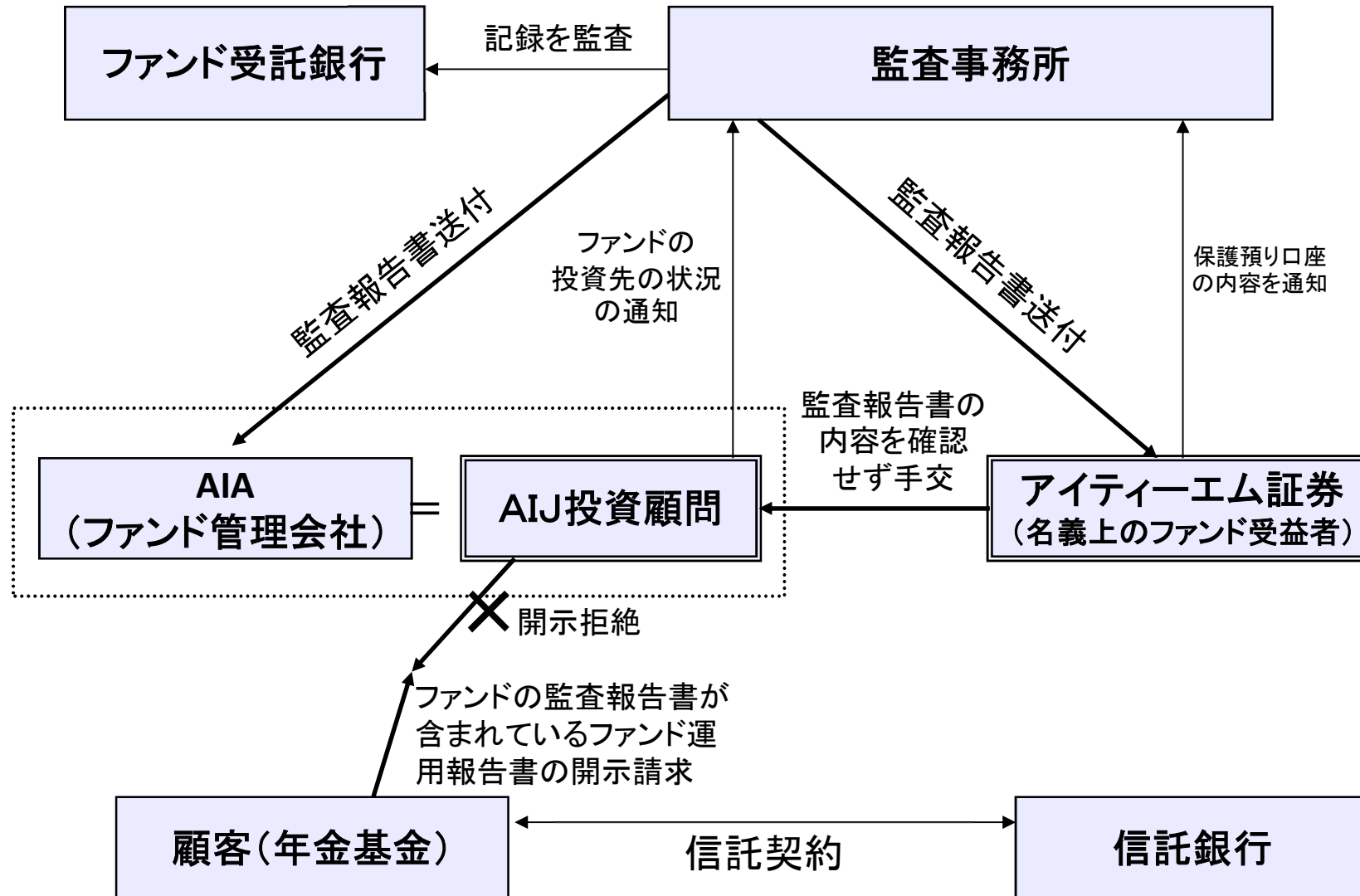
ファンドの基準価額の算定・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

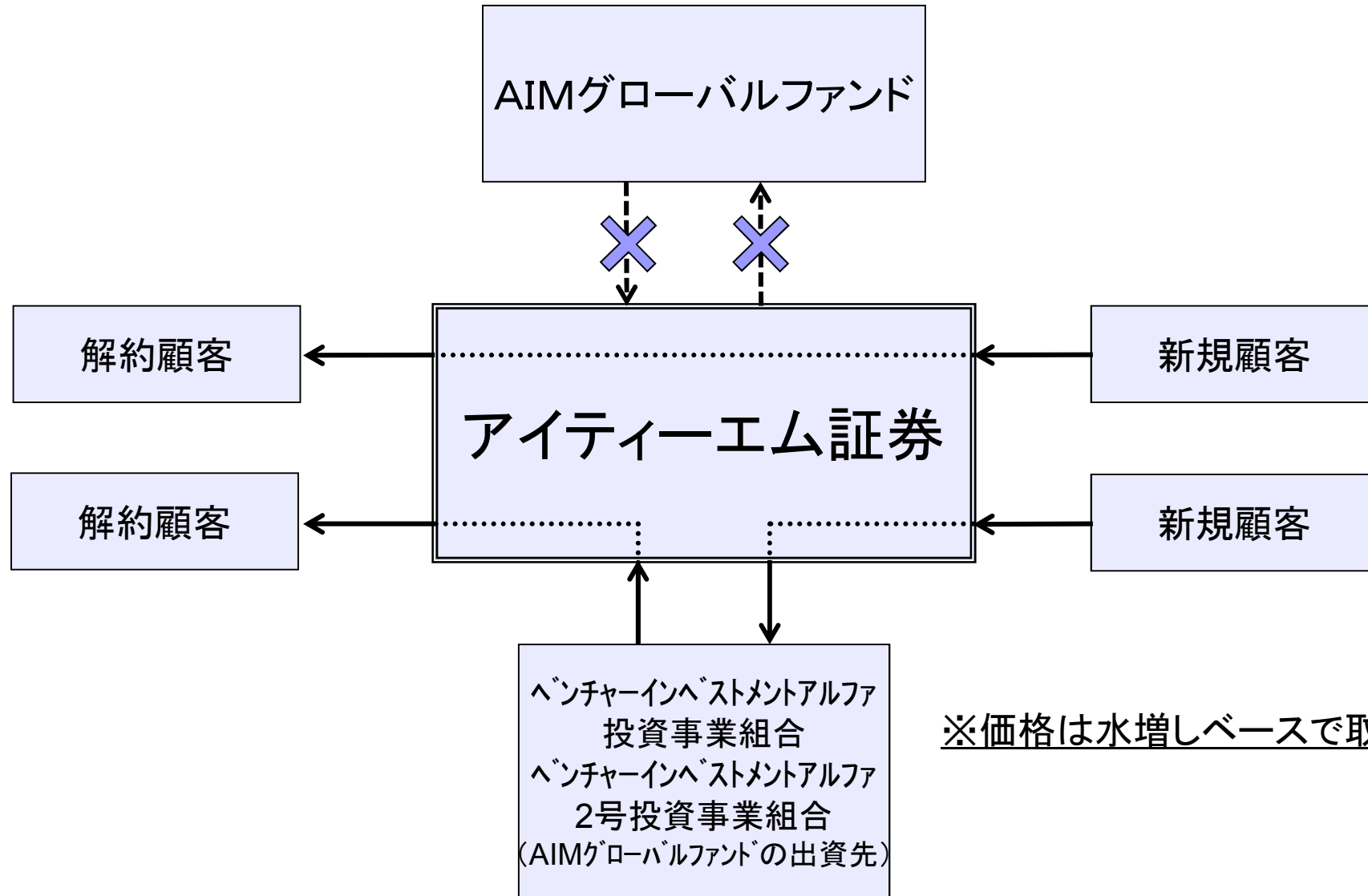


監査報告書作成・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

解約時の資金の流れ(転売スキーム)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

AIMグローバルファンドの資金の収支概要 (※1)

単位：億円

収入		支出・運用等	
顧客(年金基金等)からの受け入れ	1,458	運用による損失	1,092
株の売買益等	14	顧客(年金基金等)への解約等の支払い	17
		委託手数料	61
		管理報酬等	45
		監査報酬等	6
		投資事業組合への出資	181
		（うち現預金	32(※2)
		その他AIMグローバルファンド持分等	
		海外ファンド持分	21
		現預金	49(※3)
収入計	1,472	支出・運用等計	1,472

(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のAIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値を集計したもの(「投資事業組合への出資」の内訳を除く)。

(※2) 「投資事業組合への出資」の「うち現預金」は、直近(24年3月)の残高を記載。

(※3) 「現預金」の直近(24年3月)の残高も、49億円。

(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854